

議案第42号

区議会提出議案に関する意見聴取

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



7世総第146号
令和7年5月20日

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例
- (5) 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第2回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年5月26日（月）

5 担当

総務部総務課総務係 岸田 内線2062

議案第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 子育て部分休暇に係る規定を改める必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項中「規則」を「教育委員会規則」に、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月13日条例第21号 (子育て部分休暇)</p> <p>第18条の3 教育委員会は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他<u>教育委員会規則</u>で定める子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月13日条例第21号 (子育て部分休暇)</p> <p>第18条の3 教育委員会は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他<u>規則</u>で定める子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 省略</p>